

2015年(平成27年)3月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2014年(平成26年)3月26日付けで諮問された「平成25年度現時点までの契約金額100万円以上の随意契約締結結果(契約締結日,契約件名,契約担当課,契約締結先名,契約金額)が判る文書」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について,次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「平成25年度現時点までの契約金額100万円以上の随意契約締結結果(契約締結日,契約件名,契約担当課,契約締結先名,契約金額)が判る文書」の行政文書公開請求に対し,不存在を理由として2014年(平成26年)3月12日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2014年(平成26年)2月28日付けで,実施機関に対し,藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により,「平成25年度現時点までの契約金額100万円以上の随意契約締結結果(契約締結日,契約件名,契約担当課,契約締結先名,契約金額)が判る文書」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は,本件請求に係る行政文書は,平成25年度の契約金額が100万円以上の随意契約締結結果(契約締結日,契約件名,契約担当課,契約締結先名,契約金額)が一覧できる文書(以下「本件請求文書」という。)と特定した。
- (3) 実施機関は同年3月12日付けで異議申立人に対し,本件請求については作成しておらず不存在であるとして,行政文書公開拒否決定処分(以下「本件処

分」という。)を行った。

(4) 異議申立人は同月 14 日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

(5) 実施機関は同月 26 日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第 18 条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 条例第 31 条(行政文書の管理等)「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」とあるが、実施機関は随意契約締結結果の目録を作成せず、行政文書の管理がなされていないのは、不作為に近く違法不当である。

イ 行政文書公開拒否決定通知書では「随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に規定されているが、総務省自治行政局長の通知により公表するものとされているのは、第 3 号及び第 4 号のみとされている。それ以外の各号の公表規定はなく、請求に係る文書は作成していないため不存在である。」とするが、総務省自治行政局長通知の文書番号並びに通知年月日の記述もなく、条例第 12 条の要求する理由付記については充分ではないといわざるを得ず、理由付記としては瑕疵がある。

ウ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条の 2「普通地方公共団体の住民は、前条第 1 項の規定による請求をした場合において、同条第 4 項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第 9 項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第 4 項の規定による監査若しくは勧告を同条第 5 項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第 9 項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第 1 項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。」とある。藤沢市ホームページにも「住民監査請求のしかた」として「住民監査請求は、藤沢市民の方が、市長等執

行機関や職員による公金の支出，財産の管理，契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき，このことを証明する書面を添えて，監査委員に対し監査を求め，必要な措置を講ずべきことを請求するものです。」とある。随意契約一覧不存在は，市民が「契約の締結などの財務会計上の行為」を調査し，証明する書面を入手し，住民監査請求する権利を侵害しており不当である。

4 実施機関の主張要旨

非公開理由説明書及び口頭意見陳述による説明を総合すると実施機関が本件処分を行った理由は，次のとおりである。

- (1) 随意契約によることができる場合は，地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに規定されているが，総務省自治行政局長の通知により公表するものとされているのは，第3号及び第4号のみとされている。それ以外の各号の公表規定はなく，本件請求文書は実施機関に法的な作成義務はなく，藤沢市では作成していないため，文書不存在として，本件処分を行った。
- (2) 藤沢市は各契約に関する文書を情報公開請求された場合，条例に基づき公開しており，契約方法を公開された文書で確認することは可能であり，異議申立てには理由がない。また，本件請求文書は，藤沢市が締結している契約を契約の種類を問わず横断的に把握できる一覧性のある文書というものであり，そのような文書を作成するには，その文書の重要性と作成にかかる行政コストとを比較し，慎重に検討する必要があるが，本件異議申立てを認容することはできない。
- (3) したがって，「条例第31条（行政文書の管理等）『実施機関は，この条例の適正かつ円滑な運用に資するため，行政文書を適正に管理するものとする。』とあるが，実施機関は随意契約締結結果の目録を作成せず，行政文書の管理がなされていないのは，不作為に近く違法不当である。」という主張は不当である。

5 審査会の判断

当審査会は，異議申立人及び実施機関の主張をもとに審議した結果，次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求の趣旨は，平成25年度に市が締結した契約のうち，契約金額が100万円以上の随意契約が一覧でき，その内容に契約締結日，契約件名，契約担当課，契約の相手方，契約金額が含まれる文書の公開を求めるというもので

ある。

なお、本件請求における随意契約とは、地方自治法第234条第1項に規定された契約方法の一種である。

(3) 本件処分の当否について

ア 実施機関は、本件請求文書については法的作成義務がないことから、作成しておらず不存在であるとし、これに対し、異議申立人は、本件請求文書が作成されていないのは、条例第31条に規定された行政文書の管理がなされておらず違法ないし不当である旨主張するが、この点、地方自治法及びその他法令において、本件請求文書に相当する随意契約が一覧できる文書の作成を普通地方公共団体に対し義務づける規定は存在しないと認められる。

イ また、本件請求文書の作成は職務遂行上必要なものではないとする実施機関の説明については、必ずしも不合理、不自然な点は認められない。

ウ したがって、本件請求文書は存在しないと判断せざるを得ず、実施機関が行った本件処分については違法、不当ということはできない。

エ 異議申立人が、本件処分通知書の非公開理由中に示された総務省自治行政局長通知について、同通知の番号及び通知年月日が記載されていないことは理由付記として不十分であると主張する点については、実施機関はこれらを把握し、記載することが可能であったと思われるものの、理由付記として瑕疵があるとまではいえない。

その他の異議申立人が主張する点については、当審査会の本件処分に係る判断の対象ではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2014.3.26	実施機関から審査会へ諮問書の提出
3.28	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
5.13	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
5.15	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
5.16	異議申立人から審査会へ意見書の提出
5.29	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
6.23	実施機関及び異議申立人への意見聴取
9.16	審議
2015. 3.13	答申

第 1 5 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者